

お客さま各位

2021/10/20

## 電気需給約款／約款別表の一部改定について

平素はJPエネルギーの電力サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、電気需給約款、約款別表の一部改定を行いますので、ご通知させていただきます。

改定内容は調達調整費（需給約款別表 第5表）となり、電気料金を計算する際、一般社団法人 日本卸電力取引所（以下、「JEPX」といいます。）の市場価格に一部連動する算定方式としております。

今後ともご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

### 改定内容

#### 調達調整費の算定方法

$$\text{調達調整費（還元）} = (\text{還元基準値} - \text{調達単価}) \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\%$$

$$\text{調達調整費（請求）} = (\text{調達単価} - \text{請求基準値}) \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\%$$

### 改定後の本約款の効力発生日

2021年11月1日

請求金額の算定方法がJEPX市場単価との連動制へ変更となります。

JEPX市場単価の推移によっては、調達調整費が還元型の場合はその還元額が従来より大きくまたは小さくもなり、請求型の場合も同様となります。本改定をご承諾いただけない場合は、電気需給約款の改定の通知受領後30日以内に当社に対してご解約のお申し出をいただくことで、契約期間の定めにかかわらず、本契約を解除することができます。解約のお申し出が前文で定める期間まででない場合は、電気需給約款の改定をご承諾いただけたものとみなすことをあらかじめご了承ください。

詳細につきましては、次ページよりご説明いたします。

### 本件に関するお問い合わせ先

小売電気事業者 登録番号：A0446

JPエネルギー株式会社 お客様サポートセンター

〒450-6321 愛知県名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋21階

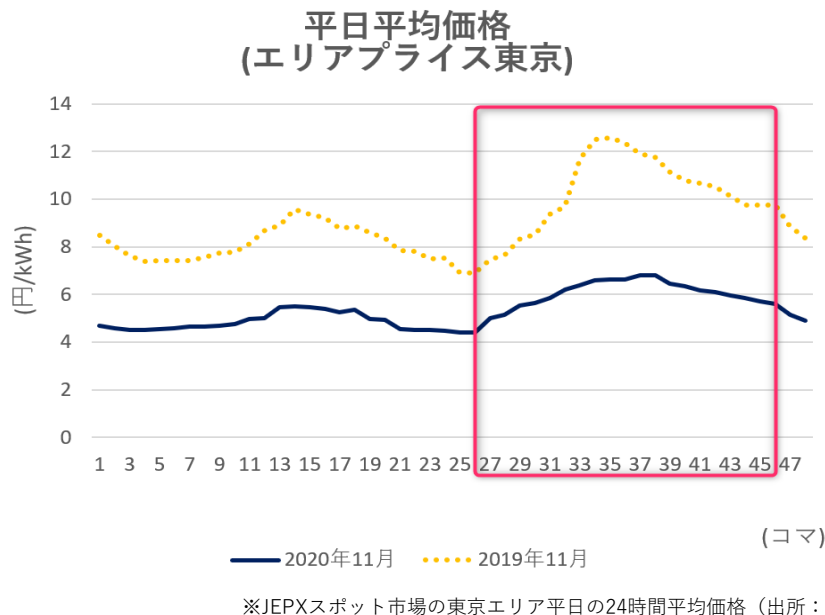
電話番号 050-3160-8479 受付時間 平日 10:00～19:00（土日を除く）

# 還元基準値と追加請求基準値の設定

## 調達単価

毎月1日からその月の末日までの期間で、13時から22時の時間帯における各地域のエリアプライス平均値を指し、その平均価格から「還元基準値」「追加請求基準値」を決定します。

過去の平均価格



## 還元基準値

当月調達単価が5円70銭を下回った場合、各種契約種別における料金から、調達調整費を差し引きます。

## 追加請求基準値

当月調達単価が15円00銭を上回った場合、各種契約種別における料金から、調達調整費を加えます。

## 適用月

基準検針日 (1日~31日) の月をN月とし、N月1日からN月末日までの期間において算定した調達単価を翌月の請求に適用いたします。

